6月30日迄!「マニフェスト交付状況報告」についてのお知らせ

産業廃棄物を排出する事業場で、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付している事業者 は、6月30日迄に、所管する都道府県又は政令市(大阪市内の事業場の場合は、大阪市環 事局)に報告する義務があります。今回の報告する対象期間は、平成26年4月1日~平成 27年3月31日において交付したマニフェストが対象となっています。報告の義務を怠っ た場合は、都道府県知事から勧告される事があり、従わない場合はその旨が公表され、改善 が見られない場合には、6ケ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。



詳しくは、大阪市環境局のHPにて「マニフェスト報告義務 大阪市」と検索してください。

「片づけコンシェルジュ」始動!

平成27年4月から、城東衛生グループでは、リユース・リサイクル・適正処分をワンストップで 提案する『片づけコンシェルジュ』を始動しました。

グループ各社の様々なお客様に対し、その案件ごとに一番良い『かたづけ』をご提案できる体制作 りの第一歩です。リユース事業(買取)・リサイクル事業をより推進し、

お客様のお困りごとを解決し、喜んでいただけるよう、ご提案させていただきます。

片づけコンシェルジュ 岩木 慶 (他4名)



Jグループ STAFF 紹介 (*^_^*) 構内作業、期待のプロ♪





前: 泉岡 芳明(イズオカ ヨシアキ)

(株)ジェイ・ポート 勤 続 年 数: 1年8ケ月

生年月日: 昭和52年5月2日

ス ポ ー ツ: 高校時代ラグビーに没頭、選手権大会で優勝経験があります!

入社当初は戸惑いながらしていたが、今は自分自身のペースで楽しくできています。 こう見えて?!スイーツ男子です♪毎月開催している木鶏会で食べるケーキは僕がカットします。

お持込のお客様へ「平成27年度 GWの営業時間のお知らせ」





日	月	火	水	木	金	土
4/26	27	28	<mark>29</mark>	30	5/1	2
定休日	平常通り	平常通り	午後5時まで	平常通り	平常通り	平常通り
3	4	5	<mark>6</mark>	7	8	9
定休日	午後5時まで	午後5時まで	午後5時まで	平常通り	平常通り	平常通り



編集後記

春暖の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今月は「リユースにご協力ください」を特集しました。戸建てに限らず、賃貸マンションでも居住3年を過ぎ ると物が増え、5年を過ぎると物があふれてきます。テレビでもよく報道されますが、「断捨離」を定期的に行う事 が快適な生活を過ごす上で必要で、ただ片づけをするだけでなく、物への執着から解き放つ効果もあるそうです。物 を捨てるだけではなく、必要な方にまた使ってもらえれば、より「断捨離効果」を感じるのではないでしょうか。 私も「片づけコンシェルジュ」として、皆さまの様々なご相談やお悩みにお応えできるよう、



日々邁進して参りますので、宜しくお願い申し上げます。

平成27年4月15日 吉本 聖美









~通信 report~



〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

平成27年 4 月 第26号

有限会社城東衛生 0120-889-530

侏式会社ジェイ・ポート 00 0120-445-138

株式会社ジェイブリッジ 0120-530-398

http://www.igroup-osaka.com

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて弊社グループでは昨年来、カンボジアでのリサイクルショップなどを含め「リユース」事 業に取り組み始めております。まだ使えるものを繰り返し使うことを「リユース」と言います。 始めたきっかけは「循環型社会形成推進基本法」の3Rの基本原則において、「リユース」が「リ サイクル」よりも上位に位置づけられたことです。

リユース業を営んでいく上で、盗品等の売買の防止を目的とした「古物営業法」、消費者保護 を目的とした「特定商取引に関する法律」「消費者契約法」と、これらに加え弊社が従来から行 っております廃棄物の適正処理と環境保全・資源循環を目的とした「廃棄物処理法」「家電リサ イクル法」等の法律を遵守する必要があります。

弊社グループは地球、生活環境の向上、そして循環型社会形成推進のため、各法を遵守し、リ ユース、リサイクルから適正な廃棄物処理までワンストップで皆様にサービス提供できる体制を 整える所存でございます。

最後になりますが、皆様方におかれましてご健康には くれぐれもお気を付けくださり、また今後とも倍旧の ご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

第4回「城東衛生グループ社員通常総会」開催しました。

平成27年4月15日 樋下 茂

J-GROUP

第4回目となります城東衛生グループ「社員通常総会」を 平成27年1月10日「ホテル京阪京橋」にて開催しました。 代表 樋下茂の挨拶から始まり、企業理念や将来のビジョン、 グループ各社の報告、今年の表彰者を発表しました。

今年のスローガン「いい会社にしよう!」





ロン君より リサイクルショップ 「ダルマ」の 発表もありました♪











今月の特集「リユースにご協力ください」

まだ使えるものを繰り返し使う事を「リユース」と言います。

不用品の片付け、遺品整理や引越しの時に出てきた廃棄物の中には、まだ使える中古品がたくさんあ ります。リユースショップ(リサイクルショップ)に、持込や引取りを依頼する人も増えています。 ところが、条件に合えば買い取ってもらえますが、ほとんどはまだ使えるのに処分しています。 また、様々な環境法律がある中、違法回収業者と知らずに依頼されている人も多くみられます。

よくある 違法業者 の例

- ■郵便受けに「見積無料・格安処分」などと表記したチラシ。
- ■インターネット上において大々的にホームページなどを展開している。
- ■「不要品を回収します」とアナウンスを流しながら車で巡回する業者。
- 一般廃棄物の収集運搬は再委託ができないので、「提携している」と記載があっても違法の疑いがある。







1 リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません

買取りできなかったものについて、ごみとしての 運搬・処理をリユース業者に依頼することはできません

ご家庭のごみの収集・運搬・処理には市区町村の「一般 廃棄物処理業」の許可が必要です。許可を持たないリユー ス業者にはごみの処理を依頼することができません。 買取りができなかった製品は原則持ち帰っていただく必 要があります。 ※家電4品目については例外があります。



違反した場合には、依頼主にも廃棄物処理法により5年以下の懲役若しくは 1000万円以下の罰金に処される場合があります。

2 リユースショップに使用済みの家電4品目を引き渡すときの注意点

使用済みの家電4品目については、「家電リ サイクル法」に基づき、買替えをするお店、 または、かつてその製品を購入したお店に 引き取りを依頼することができます

※リユースショップのうち家電4品目を販売しているお店に

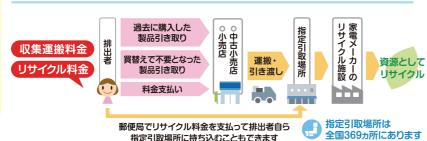
家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機)を廃棄する場合には 「リサイクル料金」と「収集運搬料金」の支 払いが必要です

※お住まいの市町村やお店にお問い合わせください

対象はこの4品目です



●家電リサイクルの仕組み



「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室発行パンフレットより抜粋」

当社では、リユース~廃棄処分までの環境法律を守り、ワンストップ(1 社)で 出来るサービスをご案内させていただきます。

リユースする為の活用方法

■自宅に眠らせない!

使わなくなって製品をついつい自宅に眠らせてはいませんか?買取り査定には年式も影響します。 ご自身が使わないのであれば、そのままにしておかないで早めに相談をしましょう。

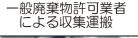
■日頃から大切に・きれいに使いましょう

製品の外観や状態(きず・汚れ・ほつれ・破損等)動作状況によって、査定額に影響します。 大切にきれいに使う事で、リユース品としての価値を高める事ができます。

■付属品・説明書などもつけて下さい!

付属品や、説明書・保証書などを付けて頂く事により、次の人が使いやすくなります。

リユースする物、廃棄する物を整理・区分をする!



大阪市環境局で焼却処分

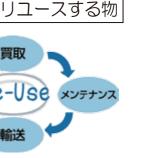


廃棄する物

輸出コンテナ

自社店舗 カンボジア リサイクルショップ





【リユースできる物】

ソファー、椅子、おもちゃ、楽器、食器、

冷蔵庫、テレビ、本、刀、調理器具など







